新設分割に係る事前開示書面

（会社法第803条第１項及び会社法施行規則第205条に基づく書面）

2021年６月28日

株式会社ＣＡＩＣＡ

2021年６月28日

新設分割に係る事前開示事項

株式会社ＣＡＩＣＡ
代表取締役社長 鈴木 伸

当社は、2021年６月18日付で作成した新設分割計画書に基づき、当社の持株会社としての事業の一部である金融サービス事業の支配・管理に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社カイカフィナンシャルホールディングス（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行うこととといたしました。本件新設分割について、会社法第803条第１項及び会社法施行規則第205条に定める事項は下記のとおりです。

記

１．新設分割計画の内容（会社法第803条第１項）

2021年６月18日付で当社が作成した新設分割計画書（以下「新設分割計画書」という。）は別添のとおりです。

２．本件新設分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第１号）

（１） 本件新設分割に際して交付する株式の数の相当性に関する事項

新設会社は、本件新設分割に際して新たに株式を発行し、そのすべてを分割会社である当社に対して交付いたします。

発行する株式数については、新設会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、2,000株といたしました。

かかる株式数については、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設会社の効率的な管理等を考慮し、この株式数が相当であると判断しております。

（２） 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書に定めるとおりにすることといたしました。

当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

３．当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第205条第６号）

当社は、2021年４月20日開催の取締役会において決議し、2021年５月７日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付株式会社ＣＡＩＣＡ第２回新株予約権（停止要請条項付）について、2021年5月31日現在において44,810個の行使があり、新たに普通株式4,481,000株を発行しております。行使価格の総額は961,903,800円となりました。

４．新設分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第７号）

（１）　当社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の2021年４月30日現在の貸借対照表における資産の額は、本件新設分割が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。したがって、本件新設分割が効力を生じる日以降における当社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。

本件新設分割後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

（２）　新設会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件新設分割によって当社から新設会社へ承継される予定の資産の額は、負債の額を十分に上回るため、新設会社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。また、本件新設分割後における新設会社の収益状況について、新設会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていないため、債務履行の見込みに問題はないと判断しております。

以　上

新設分割計画書

2021年６月18日

東京都港区南青山五丁目11番９号
株式会社ＣＡＩＣＡ
代表取締役社長　鈴木　伸　　㊞

当社は、当社がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立する株式会社カイカフィナンシャルホールディングス（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割に関し、以下のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（新設分割）

第１条　当社は、本計画の定めるところに従い、当社の持株会社としての事業の一部である金融サービス事業の支配・管理（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を新設会社に承継させる新設分割（以下「本分割」という。）をする。

（新設分割設立会社の定款）

第２条　新設会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙１のとおりとする。

（設立時の取締役及び監査役）

第３条　新設会社の設立に際して取締役、監査役となる者は、次のとおりとする。

設立時取締役　渕木幹男、鈴木伸、山口健治、深見修

設立時監査役　古賀勝

（分割により承継する権利義務）

第４条　新設会社が本分割により当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙２「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

（分割に際して交付する新設分割設立会社の株式に関する事項）

第５条　新設会社は、本分割に際して、当社に対し、本分割により承継する権利義務に代わり、新設会社の株式2,000株を交付する。

（新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

第６条　新設会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

（１）　資本金　　：50百万円
（２）　資本準備金：50百万円
（３）　利益準備金：　　0円

（新設分割の登記）

第７条　本分割に係る当社の変更の登記及び新設会社の設立の登記を行う日は、2021年11月１日とする。ただし、手続上の必要性その他の事情により必要な場合は、当社の取締役会の決議によって、これを変更することができる。

（競業避止義務の不存在）

第８条　当社は、新設会社の成立の日後においても、本事業について、法令（会社法第21条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

（分割条件の変更及び新設分割の中止）

第９条　本計画の作成の日から新設会社の成立の日に至るまでの間に、当社の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本計画に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、当社の取締役会の決議により、本分割に関する条件を変更し、又は本分割を中止することができる。

（規定外事項）

第10条　本計画に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、当社がこれを定める。

以　上

【別紙１】

定　　款

制　定　日	2021年11月１日
改　定　日	―
文書番号	基-001

株式会社カイカフィナンシャルホールディングス

目　　次

定　款　　頁

第１章　総　　則 1

第２章　株　　式 1

第３章　株主総会 3

第４章　取締役及び取締役会 4

第５章　監　査　役 6

第６章　計　　算 7

第７章　附　　則 7

第１章　総則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社カイカフィナンシャルホールディングスと称し、英文では ＣＡＩＣＡ Ｆｉｎａｎｃｉａｌ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ Ｉｎｃ．と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

(1)　金融商品取引法に規定された金融商品取引業
(2)　資金決済に関する法律に規定された暗号資産交換業
(3)　金融に関するシステムの開発、販売及び保守
(4)　金融に関するシステムの運用代行
(5)　情報処理サービス業及び情報提供サービス業
(6)　前各号に附帯するその他適法な一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、官報に掲載してする。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、１０，０００株とする。

（株券の不発行）

第６条　当会社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

（株式の譲渡制限）

第７条　当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、取締役会の承認を要する。

（相続人等に対する株式の売渡請求）

第８条　当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第９条　当会社の株式を取得した者は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社に当該株式に係わる株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求するには、当会社所定の請求書に取得者及び株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。

２　株式取得者が譲渡以外の事由により株式を取得した者である場合は、当会社の請求により、これを証する書面を提出するものとする。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第10条　当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の変更又は抹消についても同様とする。

（手数料）

第11条　前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）

第 12 条　当会社は、毎年１０月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

２　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届出）

第13条　当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、住所、氏名又は名称及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

２　前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第３章　株主総会

（招集及び招集権者）

第 14 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

２　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。代表取締役に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

３　株主総会を招集するには、会日の１週間前までに、議決権を行使することができる各株主

に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときはこの限りではない。

4　前項の招集通知は、書面ですることを要しない。

（議　長）

第15条　株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。

2　代表取締役に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（決議要件）

第 16 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決する。

2　会社法第３０９条第２項で定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、議決権を有する他の株主１名を代理人として、株主総会においてその議決権を行使することができる。ただし、代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社へ差し出さなければならない。

（株主総会議事録）

第18条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第19条　当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第20条　当会社の取締役は３名以上とする。

（取締役の選任方法）

第 21 条　取締役は、株主総会において選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 22 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役）

第 23 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 25 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 26 条　取締役会は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 27 条　当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第 28 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役に対する報酬等）

第29条　取締役に対する報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会規程）

第30条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第31条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、１０万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第５章　監査役

（監査役の設置）

第32条　当会社は、監査役を置く。

（監査役の員数）

第33条　当会社の監査役は１名以上とする。

（監査役の選任方法）

第34条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第35条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役に対する報酬等）

第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第37条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、１０万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額

とする。

第６章　計算

（事業年度）

第38条　当会社の事業年度は、毎年１１月１日から翌年１０月３１日までの年１期とする。

（剰余金の配当）

第39条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

２　前項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（中間配当）

第40条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年４月３０日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる。

（配当の除斥期間）

第41条　剰余金の配当が、支払開始の日から３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

２　未払いの配当には利息をつけない。

第７章　附則

（最初の事業年度）

第42条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から２０２２年１０月３１日までとする。

（設立時の代表取締役）

第43条　当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

東京都渋谷区神宮前五丁目３６番６－２０４号
設立時代表取締役　渕木　幹男

（法令の準拠）

第44条　本定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

（条文の削除）

第45条　本定款第42条、第43条及び本条の条項本条の条項については、当会社の最初の事業年度の最終日である２０２２年１０月３１日をもってこれを削除し、第44条は条文を繰り上げて第42条に変更する。

以上、株式会社ＣＡＩＣＡの持株会社としての事業の一部である金融サービス事業の支配・管理に関して有する権利義務を分割して本会社を設立することにつき、この定款を作成する。

令和３年６月１８日

東京都港区南青山五丁目１１番９号
株式会社ＣＡＩＣＡ
代表取締役社長　鈴木　伸　　㊞

【別紙２】

承継権利義務明細表

当社より新設会社に承継される権利及び義務は、新設会社の成立の日（変更された場合には、変更後の日を含む。以下同じ。）において当社が本事業に関して有する以下の資産及び負債その他の一部の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は2021年４月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。

１．資産及び負債

当社が本事業に関して有する、

（１）流動資産	短期貸付金	300百万円
	未収入金	0百万円
（２）固定資産	関係会社株式	10,878百万円
	関係会社出資金	466百万円
（３）流動負債	未払金	1百万円
	未払費用	3百万円
	預り金	4百万円
（４）固定負債	長期借入金	2,391百万円
	長期預り金	11百万円

２．契約上の地位

（１）本事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務

（２）前号に関わらず、本事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約及びこれに基づく本事業以外の当社の事業に関連する個別契約は新設会社に承継されない。

３．雇用契約

新設会社設立の日に、本事業に従事する従業員で、当社との間で無期労働契約を締結していた従業員（無期労働契約を締結した後定年退職により有期労働契約に転換した従業員を含み、有機労働契約を締結した後無期労働契約に転換した従業員を除く）は、当社に在籍させたまま新設会社に出向させる。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、当社及び新設会社間にて協議の上、決定する。